

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第25回 戦時下の弁護士会(会員・財政・会館)

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 山崎 健 (47期)

1 会員数の推移

全国の弁護士の人数は、大正8年は3000名不足であったものが、昭和6年には6807名となっていた。

当会の会員は、大正5年の段階で1000名超、大正11年には2000名を越すに至ったが、第一東京弁護士会や第二東京弁護士会の発足等もあり昭和に入り1700~1800名台を推移する。その後、日中戦争の勃発を契機に会員数は激減し、昭和20年当時は1400名前後となっていた。戦争末期ともなると空襲により事務所・住居を失う会員も激増し、弁護士業務どころではなくなっていく。

2 弁護士の経済状況

昭和初期は、経済恐慌による慢性的な不況と会員数の「急増」により、弁護士の経済状況は厳しくなっていた。日本弁護士協会の昭和5年に行った全国調査では、回答者の過半数が「収入が生活費に不足している」とのことであったが、東京だけで見ると、生活費不足者総数の割合は66%に達している。そのためか、当時の新聞には「不正弁護士をさらに大検挙」なる見出しで、背任、横領等で弁護士が取調べを受けているとの記事も散見される。

3 戦時下の会財政

戦時下になると物価指数の上昇と会員数の「減少」により厳しい会運営を強いられる。昭和11年、従来は自由であった入会も、常議員会の議を経ることと入会金100円を徴収することが決定された(なお、大阪弁護士会の入会金は200円であった)。

さらに、昭和12年に日中戦争が始まると、陸海軍省へ各1000円の献金、応召出征会員の会費免除や慰問寄付金への給付、戦争激化に伴う戦費調達に対する協力等、戦争関連の支出が急増する(昭和17年2月の臨時総会では、大日本弁護士会連合会の名義で、戦争の戦果に感謝の意を表すとして、1人50円、全国の弁護士より30万円を集めて陸海軍に戦闘機を献上

する件を満場一致で可決している)。

そのため、当会の予算編成にも支障を来し、会費も、昭和16年に3円から4円に、昭和18年には6円に、翌19年には8円と増額を余儀なくされた。

4 会館

明治43年に、辰野金吾博士設計の(旧々)会館を持った当会は、会員数の増加に伴い、大正14年に別館を増築した。昭和7年には、別館以外の建物を取り壊し、「近世オランダ式」と評される鉄筋コンクリート造地下1階地上3階の(旧)会館が新築された。昭和20年3月や5月の大空襲では、一帯が焼夷弾の雨を浴び、隣接の司法省、裁判所、海軍省も全部焼失したにもかかわらず、(旧)会館は戦火を生き抜いた。



新築した東京弁護士会館
〔東京弁護士会百年史〕460頁)

ところが、(旧)会館の完成とともに課税問題が生じた。昭和9年に、当会は麹町区役所に「公益に関する職務を遂行する者の設備は本来国において用意されるべきである」として家屋税免除願いを提出し、非課税とされたが、昭和27年になって千代田税務事務所長は固定資産税を賦課すると決定した。当会はこれに対し異議申立てを行い、交渉の結果、地下食堂及び理髪室以外は免除とする旨処分が変更された。

会館敷地については、当初は司法省との間で無償での使用許可を受けていたが、戦後、敷地の管理が最高裁に移ると、賃貸借契約になってしまった。昭和40年代に会館地代無償化の立法運動が展開され、今一步のところまで迫ったが、実現していない。昭和47年、当会は地代問題等に対処すべく「会館敷地に関する法律的考察」を発表している。